

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（ ○年度）

○年○月○日

堺市長 殿

報告者

住所

大阪府○市○町○丁目○番○号

氏名

霞ヶ関建設(株) 大阪支店
支店長 大阪 次郎

電話番号

○○-○○○○-○○○○

コード表①
から選択

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、 ○年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		堺市 管轄内事業場				業種及びコード	コード	業種	
事業場の所在地		堺市 管轄区域内				電話番号	00-0000-0000	担当者名	
番号	産業廃棄物の種類及びコード	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所及びコード	処分受託者の許可番号及び処分方法コード	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所及びコード
1	コンクリート塊	○○	○○	0000000000	○□運輸(株)	大阪府大阪市○○区1-1-1	0000000000	(株)××産業	
	1501					27100	102		
2	木くず	○○	○○	0000000000	△△物流(株)	大阪府堺市○○区0-0-0	コード表③から選択	コード表④から選択	
	0800					27201			
2	その他のがれき類 (石綿含有産業廃棄物)	○○	○○	0000000000	(株)××運送	大阪府岸和田市○町1-1-1	0000000000	□□環境(株)	
						27202	103		
3	その他のがれき類 (石綿含有産業廃棄物)	○○	○○		自社	大阪府泉津市○町地先	-	大阪湾○○環境整備○○○○	
						27206	302		

運搬先の住所と違う場合に記入して下さい。

コード表②から選択

通常は処分場所

コード表③から選択

コード表④から選択

積替えにより運搬受託者が
同じ番号

積替保管場所

コード表③から選択

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。